

第5章 施策の展開

1 地域福祉活動を担う人材の育成

<現状と課題>

○困った時に助け合うことができる、優しさにあふれるまちをつくるためには、すべての人が、かけがえのない存在であることを認め合い、尊重し合うことが大切です。そして、地域に暮らすすべての人が、地域から支えられる存在であると同時に、地域を支える重要な一員であることを知り、だれもが地域福祉活動の担い手であるという意識を高めることが大切です。

○第2期計画では、総合的な学習の時間での福祉教育の推進、地域福祉に関する講座の開催、地域の交流活動の推進など、地域に暮らす様々な人とふれ合う機会を通じて、認め合い、尊重し合う心を育てる取組を行ってきました。

○平成24年に実施した「旭川市民アンケート」では、「障害などの有無にかかわらず、だれもが地域社会の中で一緒に生活するという考え方が浸透していると思うか」という質問への回答が、「どちらともいえない」が38.0%と最も高く、「浸透していない」と「あまり浸透していない」を合わせた回答は、37.2%となっており、だれもが地域の中で共に暮らしていくという考え方が十分には浸透していない状況にあります。また、地域福祉活動を行う団体やボランティア団体は、担い手が不足しているという悩みを抱えています。

○だれもが地域社会の一員であり地域福祉活動の担い手であるという意識を高め、地域福祉活動の担い手を育てていく取組が必要です。

<施策>

1 福祉教育の推進

だれもがかけがえのない地域社会の一員であることを学ぶ機会を作る取組を推進します。

- 特別支援保育（障害児保育）の推進
- 「総合的な学習の時間」での福祉教育の推進
- 小・中学校における障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習の推進
- 地域福祉に関する理解を深める取組の推進

2 地域交流活動の推進

町内会や地区社会福祉協議会等が実施する世代間交流事業や地域にある福祉施設との交流事業、地域と学校の交流事業を推進します。

3 地域福祉活動の担い手の養成

地域福祉活動を担う人材の養成に取り組みます。

＜市民・事業者・行政の役割＞

区分	役 割
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○市や市社会福祉協議会などが実施する地域福祉啓発活動や研修に参加しましょう。 ○職場や地域で、地域交流活動や地域福祉に関する学習に取り組みましょう。 ○地域の行事や活動に参加しましょう。 ○地域福祉活動の担い手を育てましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○学校での福祉教育に協力しましょう。 ○地域や企業における地域福祉に関する学習の実施に協力しましょう。 ○町内会等の地域団体との交流行事に取り組みましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援保育（障害児保育）を推進します。 ○総合的な学習の時間における福祉教育の取組を推進します。 ○小・中学校における障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習を推進します。 ○地域や企業における福祉に関する学習の取組を支援します。 ○地域交流活動の推進に取り組みます。 ○地域福祉の担い手を育成するための講習会を実施します。

<行政の主な取組>

取組内容	担 当
<p>○「福祉出前事業」の実施</p> <p>障害のある方が、地域、学校、企業等を訪問し、自らの体験や障害について理解してほしいことについて講話を行います。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>○「手話普及事業」の実施</p> <p>聴覚障害者と日ごろ接する機会のある企業等の団体を対象に、日常会話や専門用語等の手話を取得する講座を実施します。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>○地域福祉に関する講座の開催</p> <p>地域福祉をテーマとした講座を開催し、住民の地域福祉についての理解を深めます。</p>	<p>公民館事業課</p>
<p>○いきいきセンター、近文市民ふれあいセンターの運営</p> <p>いきいきセンターや近文市民ふれあいセンターを運営し、高齢者と異世代の交流を促進します。</p>	<p>介護高齢課</p>
<p>○障害者福祉センター（おびった）の運営</p> <p>障害者福祉センターを運営し、障害のある方と健常者の交流を促進します。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>○「障害者週間記念事業」の実施</p> <p>「障害者週間」の趣旨に基づき、障害者福祉に対する理解を深め、障害者自身の社会活動への参加意欲を高めるための記念事業を実施します。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>○認知症サポーターの養成講座の開催</p> <p>認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」を養成します。</p>	<p>介護高齢課</p>

取組内容	担 当
<p>○聴覚障害者協力員養成講習の実施</p> <p>手話表現や要約筆記の技術を習得するための講座を開催し、聴覚障害者と健聴者の意思疎通を支援する聴覚障害者協力員を養成します。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>○点訳奉仕員養成講習の実施</p> <p>文書点訳に必要な技術を習得する講習会を実施し、点訳奉仕員を養成します。</p>	<p>障害福祉課</p>

2 住民主体による地域を支える体制づくりの推進

<現状と課題>

○地域とのつながりを持たない人が増える中で、社会的に孤立する人が増えており、児童や高齢者の虐待、ひきこもりなどの問題が深刻化しています。また、福祉サービスは充実してきましたが、福祉サービスでは対応できない多様なニーズがあることや、近所に住む人とのあたたかなふれ合いが心豊かな生活を支えるという考えから、だれもが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、地域住民同士のつながりや助け合いが大切であることが再認識されています。このような状況の中、地域住民が主体となって地域を支える体制を作ることが求められています。

○第2期計画では、町内会、市民委員会、地域まちづくり推進協議会など住民自治組織の活動促進に取り組んだほか、市社会福祉協議会がコーディネート役となって、地域住民による高齢者等の見守り活動や、サロン活動、除雪・排雪事業などの地域福祉活動を浸透させ、住民主体による地域住民が支え合う体制づくりを進めてきました。

○住民自治組織の基盤となる町内会の加入率は、減少傾向にあり、地域住民による地域を支える組織づくりが十分にはできていない状況にあります。引き続き、町内会をはじめとする様々な住民自治組織の活性化に取り組み、住民主体による地域を支える体制づくりを進めていく必要があります。

○平成21年に実施した「旭川市民アンケート」において、「身近な地域の住民が、お互いに助け合いながら暮らしていると感じているか」という質問に対する「感じている」と「少し感じている」を合わせた回答が37.7%であったのに対し、平成24年度に実施したアンケートでは、同じ質問に対する「感じている」「少し感じている」を合わせた回答が42.3%となっており、地域住民が助け合って暮らしていると感じている人の割合が増えています。地域福祉活動の伸展により、地域住民が助け合って暮らしている

と感じている人の割合が増えたものと考えられます。今後も地域福祉活動を推進し、地域の助け合いを広げていくことに取り組むことが大切です。

○見守り活動などにより、困り事を抱えている人に地域住民が気づき、地域福祉活動を利用して支援をしたり、専門機関につなぐことが増えていますが、支援が必要な状態であるにも関わらず、自分からSOSの声を上げない人や、地域とのつながりを拒んでいる人を把握することは困難です。これまでの地域福祉活動に加え、今後は、福祉担当部局以外の業務において、要援護者を把握した時には、本人の同意を得て福祉担当部局に連絡するなど関係部局の連携を強化するほか、社会的に孤立しているおそれのある住民について調査を行うなど、社会的に孤立している要援護者を把握するための取組を行政が行っていく必要があります。また、行政が把握した要援護者の情報については、本人の同意を得て、地域福祉活動関係者と共有し、地域と行政がともに要援護者を支えていくことが必要です。

○農村部や郊外地区を対象に行ったアンケート調査により、農村部や郊外地区では、地域のつながりが強く、住民同士の見守りが行き届いているものの、近くに医療機関や商店がないこと、公共交通機関がないこと、若年者の人口が少なく地域の福祉活動の担い手が不足していることから、多くの住民が、高齢となったときの通院、買物、除雪について不安を抱えていることがわかりました。農村部や郊外地区の住民が住み慣れた地域に安心して住み続けることができる地域づくりを検討していく必要があります。

<施策>

1 住民自治組織の活動の活性化

地域福祉活動の基盤となる組織である町内会への加入を促進し、町内会活動の活性化を推進します。

あわせて、地区市民委員会、地区社会福祉協議会、地域まちづくり推進協議会の活動の活性化を推進します。

2 地域福祉活動の推進

地域住民による福祉活動を推進します。

○安心見守り事業

○ふれあいサロン開催事業

○除雪・排雪事業

○福祉の意識を高める研修会・学習会の開催

○人材を育成するための講座の開催

○地域特性を活かした事業

（地域住民が主体となって地域の課題を把握し、解決に向けた活動を実践する取組）

○地区社会福祉協議会広報誌発行事業

○民生委員・児童委員による支援活動

○老人クラブによる友愛訪問活動

○困り事を抱えている住民から相談を受けたり、地域の課題を発見した時の地域での話し合いの場の設定

○専門機関と連携・協力して、地域住民の困り事や地域の課題の解決に取り組む活動

○地域福祉活動の拠点づくり

3 要援護者の把握

社会的に孤立している要援護者の把握に取り組みます。

4 本人の同意に基づく要援護者情報の地域福祉活動関係者との共有

行政が把握した要援護者の情報を，本人の同意を得て地域福祉活動関係者と共有することに取り組みます。

5 農村部・郊外地区における地域づくりについての検討

農村部・郊外地区の住民が，住み慣れた地域に安心して住み続けることができる地域づくりについて検討します。

＜市民・事業者・行政の役割＞

区分	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○町内会，地区市民委員会，地区社会福祉協議会，地域まちづくり推進協議会などの地域活動に参加しましょう。 ○地域福祉活動に参加しましょう。 (該当地区の方) ○農村部・郊外地区における地域づくりについて，地域で話し合いましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○町内会，地区市民委員会，地区社会福祉協議会，地域まちづくり推進協議会などの活動に協力しましょう。 ○地域福祉活動に協力しましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○町内会への加入を促進します。 ○町内会，地区市民委員会，地区社会福祉協議会，地域まちづくり推進協議会などの活動を支援します。 ○地域福祉活動を支援します。 ○社会的に孤立している要援護者の把握に取り組みます。 ○把握した要援護者情報を本人の同意のもとに地域福祉活動関係者と共有し，共に支援することに取り組みます。 ○農村部・郊外地区における安心して住み続けることができる地域づくりについて検討します。

<行政の主な取組>

取組内容	担 当
<p>○町内会への加入促進についての啓発</p> <p>町内会や集合住宅の建築主などに加入促進のチラシを配付するなど、町内会への加入を促進するための取り組みを行います。</p>	<p>市民活動課</p>
<p>○地域まちづくり推進事業</p> <p>市内14地域に設置した地域まちづくり推進協議会で地域情報の共有化を図り、地域の課題やその解決方法を検討します。</p> <p>※平成25年度までは、市内12地域に設置。平成26年度からは、12地域のうち2地域をそれぞれ2つに分割し、計14地域に設置。</p>	<p>地域まちづくり課 各支所</p>
<p>○民生委員・児童委員の活動の支援</p> <p>活動に必要な情報提供や研修を行い、民生委員・児童委員の活動を支援します。</p>	<p>福祉保険課</p>
<p>○老人クラブの活動の支援</p> <p>老人クラブが実施する趣味や健康づくりの活動、ボランティア活動、友愛訪問活動などの地域福祉活動を支援します。</p>	<p>介護高齢課</p>
<p>○地区社会福祉協議会の活動の支援</p> <p>地区社会福祉協議会が実施する次の地域福祉活動を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心見守り事業 ・ふれあいサロン開催事業 ・除雪・排雪事業 ・啓発・養成・研修事業 ・地域特性を活かした事業 ・地区社会福祉協議会広報誌発行事業 	<p>介護高齢課</p>

取組内容	担 当
<p>○社会的に孤立している要援護者の把握</p> <p>福祉担当部局以外の業務において、社会的に孤立しているおそれがある要援護者を把握した時には、本人の同意を得て、福祉担当部局に連絡するなど関係部局の連携を強化するほか、福祉サービスを利用していない高齢者や障害者、乳幼児健康診査の未受診者について調査を行うなど、社会的に孤立している要援護者の把握に努めます。</p>	<p>福祉保険課 介護高齢課 障害福祉課 子育て相談課 関係課</p>
<p>○要援護者情報の地域福祉活動関係者との共有</p> <p>市が把握した要援護者の情報を本人の同意を得て、地域福祉活動関係者と共有し、共に要援護者を支援することに取り組みます。</p>	<p>福祉保険課 介護高齢課 障害福祉課</p>
<p>○農村部・郊外地区における地域づくりについての検討</p> <p>農村部や郊外地区における安心して住み続けることができる地域づくりについて検討します。</p>	<p>関係課</p>

3 地域福祉を支える団体の活動の推進

〈現状と課題〉

○市社会福祉協議会は、市民の福祉活動を中心とした「地域福祉活動計画」を策定し、それに基づき、地区社会福祉協議会の組織化や活動の充実、福祉サービスの提供、ボランティア活動の振興などに取り組んでいます。また、ボランティアやNPO法人などの市民活動団体は、行政が行う福祉サービスでは十分に対応することのできない多様なニーズに対応する柔軟な活動をしています。

○第2期計画期間には、市と市社会福祉協議会が連携し、本市が策定した「第2期旭川市地域福祉計画」と、市社会福祉協議会が策定した「第4期地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉を推進しました。

○第2期計画では、市社会福祉協議会は、ボランティアの育成や旭川市ボランティアセンターで支援を必要とする人と支援したい人（ボランティア）との橋渡しを行い、ボランティア活動を推進してきました。市においては、会員制の相互援助活動を行う事業を実施したほか、旭川市市民活動交流センターを開設し、市民活動の情報収集や発信を積極的に行うなど、ボランティアやNPO法人等の活動を支援してきました。

○制度の谷間にあって福祉サービスを利用できない人のニーズや、日常生活でのちょっとした困り事への対応など、住民の多様なニーズにきめ細かく対応することができるボランティアやNPO法人等の活動は、地域福祉を支える大きな力となるものであり、今後ますます重要性が増してくるものと考えられます。また、ボランティアやNPO法人等の活動は、支援が必要な人を支えるだけでなく、支援活動に参加する人にとっても、社会とのつながりや生きがいづくりという面で良い効果をもたらすものと考えられます。

ボランティアやNPO法人等の活動をより一層推進していく必要があります。

ますが、活動の担い手が、不足している状態が続いています。地域には、自分ができる時に、自分ができるちょっとしたことをしたいという思いを持っている人も多くいると考えられます。日常のちょっとした困り事を手助けしてほしい人と、ちょっとした手伝いがしたいという人を地域の中でつなぐシステムなど、地域住民が気軽にボランティアやNPO法人等の活動に参加ができる仕組みづくりが必要です。

○支援が必要な人を地域の中で支えていくためには、地域の中の様々な団体や関係機関がネットワークを形成し、必要なときには速やかに連携して支援活動ができるような体制をつくっておくことが大切です。町内会、市民委員会、地区社会福祉協議会、ボランティアやNPO法人等の市民活動団体、民生委員・児童委員、老人クラブ、福祉サービスを提供する事業者、地域包括支援センター、教育機関、医療機関など、地域福祉を支える様々な団体や関係機関によるネットワークの構築が求められています。

○社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的に設置された法人であり、福祉サービスを提供する事業者の中でも中核的な役割を担っていますが、公益性、非営利性、専門的知識や技術の蓄積、安定した経営基盤、施設の所有などの社会福祉法人の特性を活かして、福祉制度にのっとった福祉サービスの提供だけでなく、制度の谷間にいる要援護者の生活支援や、地域福祉活動拠点としての場の提供など、地域福祉活動に積極的に取り組むことが期待されています。

<施策>

1 市社会福祉協議会との連携

市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」に基づく取組と連携しながら、本計画に基づく取組を実施し、地域福祉を推進します。

2 ボランティア・NPO法人等の活動の推進

ボランティアやNPO法人等の活動を推進します。

○行政、市社会福祉協議会、旭川 NPO サポートセンターによるボランティアやNPO法人等の活動の支援

○ボランティア・NPO法人等の活動内容についての情報発信の推進

○支援を必要とする人と支援したい人をつなぐコーディネート機能の強化

○地域住民がボランティアやNPO法人等の活動に気軽に参加できる仕組みづくり

3 地域福祉を支える団体や関係機関のネットワークの構築

地域福祉を支える様々な団体や関係機関のネットワークの構築を推進します。

4 社会福祉法人の地域福祉活動の推進

社会福祉法人の地域福祉活動を推進します。

＜市民・事業者・行政の役割＞

区分	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアやNPO法人等の活動に参加しましょう。 ○ボランティア団体やNPO法人等は、活動内容や参加する方法について積極的に情報発信しましょう。 ○地域福祉を支える団体や関係機関のネットワークに参加しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉を支える団体や関係機関のネットワークに参加しましょう。 ○社会福祉法人は、地域福祉活動に取り組みましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○市社会福祉協議会と連携して地域福祉を推進します。 ○ボランティアやNPO法人等の活動を支援します。 ○ボランティアやNPO法人等の活動内容などの情報提供に努めます。 ○会員制の相互援助活動を行う事業を実施し、支援を必要としている人と支援をしたい人の橋渡しに努めます。 ○地域住民がボランティアやNPO法人等の活動に気軽に参加できる仕組みづくりを推進します。 ○地域福祉を支える団体や関係機関のネットワークの構築に努めます。

<行政の主な取組>

取組内容	担 当
<p>○市社会福祉協議会との連携</p> <p>市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」に基づく取組と連携しながら、本計画の取組を実施し、地域福祉を推進します。</p>	福祉保険課
<p>○会員制の相互援助活動を行う事業の実施</p> <p>福祉除雪サービス、ファミリーサポートセンター介護型（高齢者の家事援助と軽介護）、ファミリーサポートセンター育児型（育児援助）、こども緊急さぼねっと事業（病児病後児の預かり、緊急を要する子どもの預かりなど）の会員制の相互援助活動を行う事業を実施します。</p>	介護高齢課 子育て相談課
<p>○市民活動交流センターにおける市民活動の支援</p> <p>市民活動交流センターにおいて、市民活動の情報収集・発信、活動相談、会議室・作業の場や学習機会の提供、市民活動団体の交流や協働のサポートなど、市民活動全般への支援を総合的に実施します。</p>	市民活動課
<p>○地域福祉を支える団体や関係機関のネットワークの構築</p> <p>地域包括ケア推進体制、子ども・女性支援ネットワークなど、地域福祉を支える団体や関係機関のネットワークを構築し、地域住民の支援体制を整備します。</p>	介護高齢課 子育て相談課

4 福祉サービスの適切な利用の推進

＜現状と課題＞

○本市では、「旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「旭川市障害福祉計画」、「旭川市次世代育成支援行動計画」を策定し、それぞれの計画に基づき各分野の福祉サービスの充実を推進してきました。福祉サービスは、「自分らしい暮らし」を送るために本人が選択し、利用するものです。複数の要因が絡み合っている場合や、本人だけでなく、家族の状況も併せて考える必要がある場合には、一つの分野の福祉サービスだけでなく、いくつかの分野の福祉サービスを組み合わせる利用することが必要です。福祉サービスだけでなく、医療、保健、住宅、就労などの福祉分野以外のサービス、地域福祉活動による支援、ボランティアによる支援などを組み合わせ利用していくことが必要な場合もあります。

様々なサービスの中から適切なサービスを選択するためには、制度やサービスについての分かりやすい情報提供や、困り事を抱えている人から相談を受けて課題を整理し、それを解決するための適切なサービスを紹介できる相談窓口の整備が必要です。

○第2期計画では、福祉サービスの充実、福祉サービスの質の向上に取り組むとともに、福祉制度や福祉サービス、福祉サービスを提供する事業者についての分かりやすい情報提供、相談窓口の充実、相談窓口の連携による問題解決を推進してきました。

○専門相談窓口の整備や、分野ごとの総合相談窓口の整備は進みましたが、制度の谷間にある問題を抱えている場合や、複数の要因が絡み合っている場合などは、どこの相談窓口に相談したらよいか分からない、相談してもなかなか解決につながらないという声もあり、相談体制のより一層の充実が求められています。

＜施策＞

1 福祉サービスの充実

福祉サービスの充実に取り組みます。

- 福祉サービスメニューの充実
- 福祉サービスの質の向上
- 福祉サービスを提供する事業の従事者の資質の向上

2 相談体制の充実

相談体制の充実に取り組みます。

- 各種専門相談窓口の充実
- 民生委員・児童委員活動の推進
- 総合相談窓口の整備
 - ・高齢者に関する総合相談
 - 介護119番（介護総合相談）
 - 地域包括支援センター
 - ・障害者に関する総合相談
 - 障害者総合相談支援センター あそーと
 - 指定相談支援事業所
 - ・子ども・子育てに関する総合相談
 - （仮称）総合子ども・教育センター
 - ・生活困窮者自立に関する総合相談
 - 旭川市自立サポートセンター
 - ・休日・夜間における電話による福祉総合相談
 - （仮称）休日夜間福祉電話相談事業
- 支所まちづくり相談窓口の設置
- 相談窓口や関係機関の連携による問題解決

3 分かりやすい情報提供の推進

福祉サービスの利用を必要としている人が容易に情報を入手し、適切なサービスを選択することができるよう、福祉制度や福祉サービス、福祉サービスを提供する事業者についての分かりやすい情報提供や、障害等に配慮した方法による情報提供を推進します。

- 福祉制度や福祉サービスについての分かりやすい情報提供
- 障害等に配慮した方法による情報提供
- 福祉サービスを提供する事業者の事業内容の情報提供
- 福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の実施と評価結果の公表
- 福祉サービスを提供する事業者の苦情解決窓口の明示

＜市民・事業者・行政の役割＞

区分	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ガイドブック等を利用して、福祉制度や福祉サービスを提供している事業所に関する情報を集めましょう。 ○困り事ができた時は、相談窓口を利用しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○サービスの質の向上、従事者の資質の向上に努めましょう。 ○利用者の意向を確認しながら、必要に応じて福祉サービス以外のサービスや制度による支援、地域福祉活動による支援、ボランティアによる支援を組み合わせ、支援に取り組みましょう。 ○相談窓口との連携に協力しましょう。 ○事業内容の情報提供に努めましょう。 ○第三者評価事業の実施とその情報公開に取り組みましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービスの充実に努めます。 ○福祉サービスの質の向上を図るため、福祉サービスを提供する事業所の指導監査を行います。 ○相談体制の充実に努めます。 ○相談窓口間の連携による問題解決に取り組みます。 ○福祉制度や福祉サービスについて情報提供を行います。ガイドブックやパンフレット等の作成に当たっては、わかりやすい表現・障害等に配慮した情報提供に努めます。

<行政の主な取組>

取組内容	担 当
<p>○福祉サービスの充実 介護保険サービス，高齢者福祉サービス，障害福祉サービス，子育て世帯へのサービス等福祉サービスの充実に努めます。</p>	<p>介護高齢課 障害福祉課 子育て支援課 子育て相談課</p>
<p>○福祉サービスを提供する事業者等への指導監査の実施 福祉サービスを提供する事業所の指導監査を行い，福祉サービスの質の向上を図ります。</p>	<p>指導監査課</p>
<p>○民生委員・児童委員活動の推進 身近な相談役として，地域で様々な相談に応じ，必要な支援が受けられるよう専門機関につなぐ役割を果たしている民生委員・児童委員の活動を推進します。</p>	<p>福祉保険課</p>
<p>○介護119番，地域包括支援センターの設置による支援 高齢者に関する総合相談窓口を設置し，高齢者の様々な相談に応じ，高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための支援をします。</p>	<p>介護高齢課</p>
<p>○障害者総合相談支援センター あそーと・指定相談支援事業所の設置による支援 障害者に関する総合相談窓口を設置し，障害者の様々な相談に応じ，障害者が安心して暮らしていくための支援をします。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>○（仮称）総合子ども・教育センターの設置による支援 子どもや子育て中の保護者の様々な相談に応じ，助言や，関係機関との連携により必要な支援につなげます。</p>	<p>子育て支援課 子育て相談課 学務課</p>
<p>○旭川市自立サポートセンターの設置による支援 生活困窮者の自立支援に関する総合相談窓口を設置し，自立に向けた支援をします。</p>	<p>生活支援課</p>

取組内容	担 当
<p>○休日夜間福祉電話相談事業の実施</p> <p>休日・夜間（市役所の閉庁時間帯）において福祉に関する相談を受け付ける電話相談窓口を設置します。</p>	福祉保険課
<p>○支所まちづくり相談窓口の設置</p> <p>まちづくりに関する活動支援や，市役所の手続きに関する問い合わせ，日常生活での悩みなど，様々な相談を受け付け，適切な担当部署や専門の相談窓口に案内します。</p>	各支所
<p>○相談窓口の連携による問題解決</p> <p>一つの相談窓口で解決できない問題の場合は，複数の相談窓口が連携して問題解決に努めます。</p>	福祉保険課 介護高齢課 障害福祉課 生活支援課 子育て支援課 子育て相談課 など
<p>○各種ガイドブック，パンフレット，ホームページの作成</p> <p>各種ガイドブックやパンフレット，ホームページを作成し，福祉制度や福祉サービスの情報提供に努めます。</p> <p>作成に当たっては，分かりやすい表現・障害等に配慮した情報提供に努めます。</p>	介護高齢課 障害福祉課 子育て支援課

5 切れ目のない権利擁護システムの推進

<現状と課題>

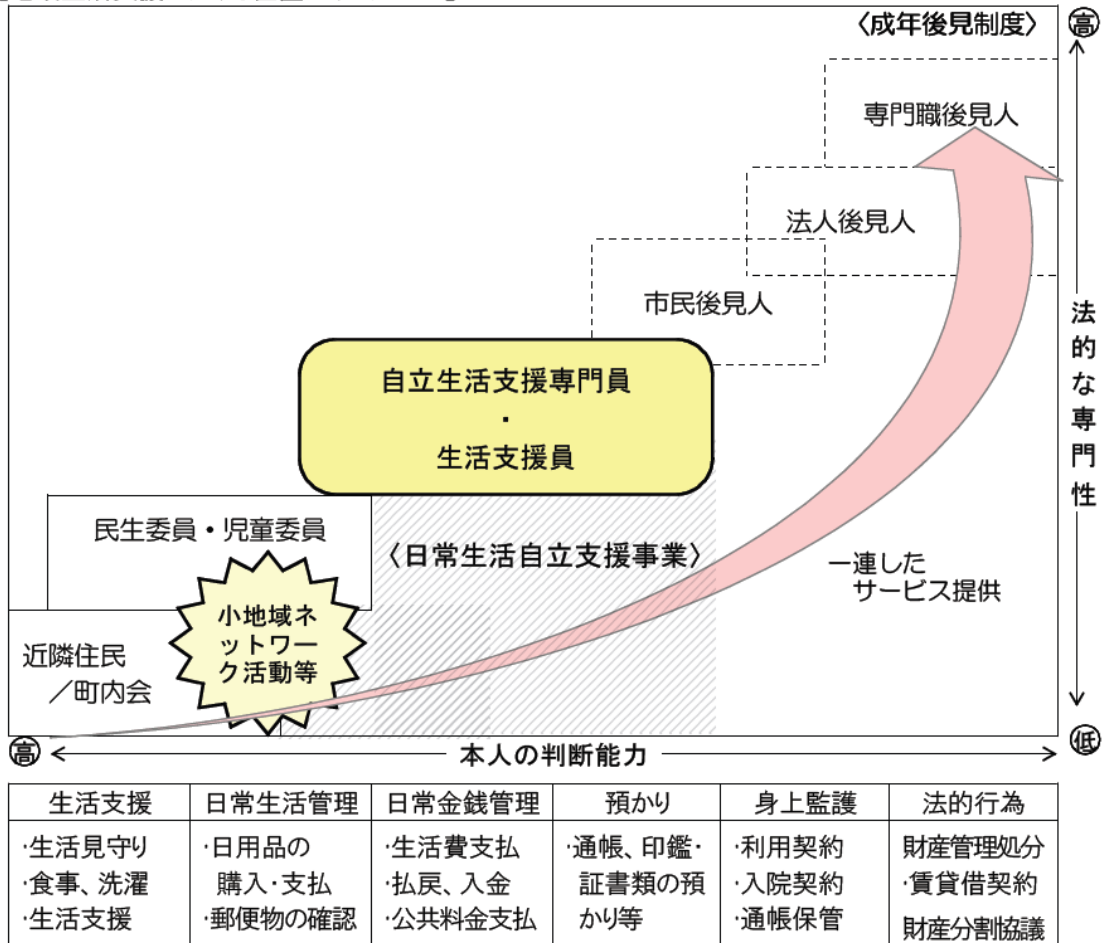
- 単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加しているほか、知的障害者や精神障害者の地域生活への移行が進められていることなど、日常生活を送る上で何らかの支援を必要とされている方を取り巻く環境は、急激に変化しています。そのような中、高齢者や障害者を狙った詐欺や消費者被害、近親者による身体的・経済的虐待が問題となっており、地域における相談窓口や見守り活動の充実に加え、実効性・継続性のある権利擁護の取組が求められています。

- 特に、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な方については、被害が潜在化、深刻化するおそれが高いことから、本人の権利を擁護し、その人らしい生活が送れるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度を活用することにより、意思決定の支援を行い、金銭（財産）管理や福祉サービスの利用契約等について、日常的かつ専門的な支援を行う必要があります。

- 第2期計画では、高齢者の権利擁護についての学習会や成年後見制度の普及啓発講演会等を開催し、成年後見制度の普及に努めました。また、平成25年5月に旭川成年後見支援センターを開設し、成年後見制度に関する相談や手続きの支援、普及啓発、市民後見人の養成等を行い、成年後見制度の利用推進に取り組みました。

- 今後の権利擁護意識の高まりによる利用者の増加やニーズの多様化に対応していくには、成年後見制度の利用促進だけではなく、他の権利擁護の取組と組み合わせて必要な支援を行っていく必要があります。

【地域生活支援における位置づけ：イメージ】



(出典：社会福祉法人北海道社会福祉協議会)

○上の表にあるように、これまで行われてきた地域住民や民生委員等の見守り活動や専門職後見人が担ってきた成年後見制度の役割も必要ですが、その間にある日常生活自立支援事業や市民後見人も非常に重要な役割を担っています。現在、取り組まれている地域の生活支援の活動を充実していくとともに、判断能力の低下のレベルに応じて、生活支援が切れ目なく行われるように連携を図ることが求められています。

<施策>

1 日常生活自立支援事業の周知

日常生活自立支援事業の普及啓発と利用の促進に取り組みます。

2 成年後見制度の利用支援体制の充実

成年後見制度の普及を図るとともに、利用支援体制の充実に努めます。
また、市民後見人の養成を行います。

<市民・事業者・行政の役割>

区分	役 割
市 民	○権利擁護の取組について、理解を深めましょう。 ○地域における権利擁護の担い手として、権利擁護の取組に参加・協力しましょう。
事業者	○権利擁護の取組について、理解を深め、利用の促進に努めましょう。 ○利用者に対し、権利擁護の視点をもって関わりましょう。
行 政	○日常生活自立支援事業など権利擁護の取組についての周知と利用の促進に努めます。 ○成年後見制度の利用支援体制の充実に努めます。 ○市民後見人の養成に取り組みます。

<行政の主な取組>

取組内容	担 当
<p>○旭川成年後見支援センターの設置による支援</p> <p>旭川成年後見支援センターにおいて、判断能力に不安のある方の生活や財産管理に関する相談、成年後見制度の手続きの支援、成年後見制度の普及啓発、市民後見人の養成を行います。</p>	<p>福祉保険課</p>
<p>○成年後見制度利用支援事業</p> <p>成年後見制度の申立てを行う親族等がない場合、市長が申立てを行うなど制度の利用を支援します。</p>	<p>福祉保険課 介護高齢課 障害福祉課 保護第1～3課</p>
<p>○日常生活自立支援事業の周知</p> <p>高齢者の福祉制度・サービスのガイドブック「いきいき長寿」、障害者の福祉制度・サービスのガイドブック「障害者福祉の手引」等に日常生活自立支援事業の内容を掲載し、周知に努めます。</p>	<p>介護高齢課 障害福祉課</p>

6 安全で快適な環境づくりの推進

〈現状と課題〉

○だれもが、住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らすためには、*ユニバーサルデザインの考え方を取り入れてまちづくりを進めていくことが必要です。本市においては、多くの市民が利用する建築物、道路、公園等の施設をすべての市民が快適に利用することができるよう、施設整備に関する指針である「旭川市福祉の街づくり環境整備要綱」を平成9年3月に定め、取組を進めてきました。平成18年12月には、「高齢者、障害者等の移動支援の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行され、さらにユニバーサルデザインの考え方を取り入れた生活空間の*バリアフリー化が進んでいます。

冬期間の生活に不安を抱えている人も多く、道路除雪の際の配慮やボランティアによる除雪の推進など、積雪期における生活環境の整備に取り組んでいく必要があります。また、災害時に備えた体制や環境の整備を行うことも、安心して暮らすことのできる環境づくりのために必要です。

○第2期計画では、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公共的建築物や道路等のバリアフリー化を推進し、高齢者等の住宅前に除雪作業車からこぼれた雪を残さないように配慮して道路除雪を行うなど、生活環境の整備に取り組んできました。また、災害時要援護者のうち特に配慮が必要な方の避難所（福祉避難所）の整備、視聴覚障害者災害時情報発信事業の実施、住民情報と介護保険のデータ、障害者手帳のデータをもとにした災害時要援護者名簿の作成など災害時に備えた体制整備に取り組みました。

*ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形、設計のこと。製品や環境などの物的な面だけでなく、視覚情報を補う音声ガイド付のホームページなど情報面もその対象。

*バリアフリー

誰もが地域の中で安心・快適に暮らせるように、障壁（バリア）となるものを取り除くこと。段差等の物理的障壁を取り除くことのほか、社会的、制度的、心理的な障壁を取り除くという意味でも用いられる。

○平成21年に実施した「旭川市民アンケート」において、「安全で快適に生活できる住環境の整備」に関して「満足」「まあ満足」を合わせた回答が29.0%であったのに対し、平成24年度に実施したアンケートでは、同じ質問に対する「満足」「まあ満足」を合わせた回答が24.6%となっており、満足していると回答した市民の割合が減少しています。安全で快適な生活環境の整備について、より一層の取組が必要です。

○災害対策基本法の改正により、市町村は、避難行動要支援者名簿を作成し、本人の同意を得て、平常時から避難支援等関係者に情報提供することとなったため、避難行動要支援者の名簿の作成と避難支援等関係者との情報共有に取り組み、避難行動要支援者の避難支援体制づくりを推進します。

<施策>

1 生活環境の整備

だれもが安心して生活することができるよう生活環境の整備に努めます。

○バリアフリーやユニバーサルデザインの普及の推進

○冬期間における生活環境の整備

2 災害時に備えた体制の整備

災害時に備えた体制の整備に取り組みます。

○福祉避難所の整備

○避難行動要支援者名簿の作成と避難支援等関係者への名簿情報の提供に向けた取組

○地域住民を主体とした自主的な防災活動の推進

＜市民・事業者・行政の役割＞

区分	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリーやユニバーサルデザインについての理解を深めましょう。 ○雪処理機器の貸し出し事業を活用して地域での除雪に取り組みましょう。 ○地域で防災活動に取り組みましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリーやユニバーサルデザインについての理解を深めましょう。 ○災害緊急時の福祉避難所の体制づくりや避難行動要支援者の支援体制づくりに協力しましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリーやユニバーサルデザインの普及に努めます。 ○公共施設や道路の新設時や改修時に、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたバリアフリー化に努めます。 ○冬期間の生活環境の整備に取り組みます。 ○災害時に備えた体制づくりに取り組みます。

<行政の主な取組>

取組内容	担 当
<p>○ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公共施設及び道路のバリアフリー化</p> <p>公共施設の新築時・改築時，道路の新設・改修時には，バリアフリー化に努めます。</p>	<p>公共建築課 土木建設課 関係課</p>
<p>○やさしさ住宅補助制度</p> <p>60歳以上の市民が住む住宅のバリアフリー改修・断熱改修等に係る費用の一部を補助します。</p>	<p>建築指導課</p>
<p>○高齢者等屋根雪下ろし事業・高齢者等住宅前道路除雪事業</p> <p>高齢者世帯などで自分や家族等で住宅の屋根の雪下ろしができない世帯に雪下ろしの費用を助成します。また，高齢者等の住宅前に除雪作業車からこぼれた雪を残さないように配慮する道路除雪を行います。</p>	<p>介護高齢課 障害福祉課 土木事業所</p>
<p>○雪処理機器の貸し出し</p> <p>高齢者世帯等の除雪支援を行う個人や団体に小型除雪機，移動式小型融雪機を貸し出します。</p>	<p>土木事業所</p>
<p>○福祉避難所の整備</p> <p>福祉避難所（要介護高齢者，障害児者等の要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所）の指定等の整備に取り組みます。</p>	<p>福祉保険課</p>
<p>○視聴覚障害者災害時情報発信事業</p> <p>災害時の情報収集が困難な視聴覚障害者に対し，災害時に市からFAX又は電子メールにより避難情報等の一斉送信を行います。</p>	<p>障害福祉課</p>

取組内容	担 当
<p>○避難行動要支援者名簿の作成と避難支援等関係者への名簿情報の提供に向けた取組</p> <p>避難行動要支援者の要件, 避難行動要支援者の把握方法や本人同意の取り方, 避難行動要支援者名簿の情報を提供する避難支援等関係者の範囲について検討します。</p> <p>検討の結果, 決定した方針に基づき, 避難行動要支援者の調査を行い, 名簿を作成し, 本人の同意を得て避難支援等関係者に名簿情報を提供し, 避難行動要支援者の支援体制づくりに取り組みます。</p>	<p>福祉保険課 介護高齢課 障害福祉課 防災課</p>